

一般社団法人日本家族療法学会 代議員選出に関する規定

第一章 代議員

第1条 代議員は、正会員によって選出されるものとする。

第2条 代議員の定数は26名とし、次のごとく7地区に配分する。

- | | | | |
|---------------|-----|------------|----|
| 1. 北海道地区 | 2名 | 5. 近畿地区 | 4名 |
| 2. 東北地区 | 2名 | 6. 中国・四国地区 | 3名 |
| 3. 関東地区 | 10名 | 7. 九州・沖縄地区 | 2名 |
| 4. 北陸・信越・東海地区 | 3名 | | |

第二章 選挙管理委員会

第3条 会長は、会員のなかより選挙管理委員若干名を委嘱する。

第4条 選挙管理委員に委嘱された者は、ただちに代議員の選出に関する事務を管理し、全ての代議員が選出された後、その任が解かれるものとする。

第三章 選挙資格

第5条 代議員選挙の選挙権は前年度までの会費を納入した正会員とし、被選挙権はそのうち継続して5年間以上の年会費を納めている者とする。

第四章 選出方法

第6条 代議員の選挙は、別に定める内規に従い、地区ごとの立候補制とする。

第7条 立候補は、推薦人2名及び立候補者の自署を必要とする。推薦人は選挙権を有する正会員とする。

第8条 選挙管理委員会は受け付けた候補者の氏名を正会員に告示し、同時に所定の投票用紙を選挙権者に送付する。ただし、代議員候補者のいない地区が生じた場合は、投票期日を延期して当該地区について2次募集を行う。

第9条 投票は候補者の所属する地区の選挙権者が行う。無記名投票とし、地区ごとに、以下のよう
な投票形式とする。

1. 1名单記 定員1～2名（北海道地区、東北地区、九州・沖縄地区）
2. 2名連記 定員3～6名（近畿地区、北陸・信越・東海地区、中国・四国地区）
3. 5名連記 定員7名以上（関東地区）

第10条 投票は郵便投票とし、規定の投票用紙にて締切日までに到着したものををもって有効とする。

第11条 告示した候補者以外の氏名を記載した場合、氏名が特定できない場合は無効票とする。

第12条 当選者の決定は有効投票の順において上位から定数までを当選とする。なお、同順位の場合は選挙管理委員会によって抽選決定する。また、当選者が何らかの理由で辞退した場合には次点者をもって当選とする。

第13条 選挙管理委員会は選挙結果を候補者に通知し、代議員会において報告する。会員に対しては、学会誌など適宜な方法において得票数を含めた次点者までの選挙結果を報告する。